



編集・発行/ さいたま市教職員組合 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町4-93-5 大宮教育会館2F TEL 641-6763 FAX 648-3567 2017. 11. 15 (水) No. 234

給与改善はベースアップで

地域手当・勤勉手当の改善あるも、課題残す

「健康で働き続けられる職場環境の整備」具体化も要求

〔賃金確定交渉速報〕

九月にさいたま市人事委員会から「平成29年度職員給与等に関する報告及び勧告」(いわゆる人事委員会勧告)が発表されました。

これによると、

①民間給与との格差を解消するため、地域手当の支給割合を引き上げる。

②期末手当・勤勉手当を引き上げる。(4.30月分→4.40月分)と勧告され、今年度の給与や諸手当に反映されていきます。

私たちさいたま市教組はこの勧告を受け、下にあるような要求内容で市教委との交渉を行いました。

基本給をベースアップせよ!

まずは賃金改定で、地域

手当の見直しについては評価するものの、本来は基本給(給与月額)の見直し、いわゆるベースアップが当然であり、退職金などには反映しない地域手当のみの見直しは不十分であると指摘しました。

さらに、期末・勤勉手当での引き上げも行われましたが、勤勉手当のみの改善にとどまりました。しかも、過日お知らせしましたように、「人事評価の給与への反映」がなされるので、せっかく引き上げた勤勉手当も、すべての職員から「上位成績者」のための成績率アップのための財源として一定割合のお金が引かれてしまうという重大な問題点があります。さいたま市教組は人事評

価の問題点改善と合わせて、勤勉手当の財源問題の是正を引き続き要求していきま

差額の年内支給はあるのか

満足のいく引き上げではなくても、例年行われていた年度内(12月末)の差額支給は、私たちにとって切実な問題です。

地域手当の4月に遡る差額分と、期末勤勉手当の引き上げ分は当然認められるものの、国の情勢(毎年秋に行われる人事院勧告の審議)で国会の開催が遅れるため、支給は年が明けてからになりそう

とのことでした。

負担軽減、ライフワーク・バランス推進の観点からも要求

また、勧告では「健康で働き続けられる職場環境の整備」として、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策、仕事と家庭生活の両立支援が報告されました。

これは、私たちがさいたま市の教職員が日々抱えている多忙化解消、負担軽減、ライフプランを見通した働きがいのある職場作りの観点から、賃金と同様に大変重要な課題です。

市教委は「長時間労働の是正」を唱えながらも、現場には新しい施策を次々に下ろし、課題解消とは全く反対のことを押しつけています。小学校のGSの時間増、中学校の15時間の授業時間増などがいい例で、その分の負担軽減策は聞かれ

ません。さいたま市教組は、賃金引き上げ要求に加え、これらの課題についても様々な



要求を行いました。しかしながら、後退してしまつた休暇制度や代替職員未配置の是正への解決策は十分に回答されませんでした。

また、今までは私たちの身分は「県費負担教職員」であつても、たとえば埼玉県で今年から行われている「サマーフレッシュウィーク」(夏休みに6日間学校を閉庁する施策)を市でも採り入れることや、子育て休暇の復活、タイムカードの導入などは十分実施可能な施策であり、最低限の改善案として実現するように強く要求しました。

であつたものがさいたま市への権限移譲の結果、給与もさいたま市から負担される「さいたま市教職員」になつたため、給与等に関する交渉も行政職の方たちと連携しながら進めていくことが大切となります。



2017年10月17日 さいたま市教育委員会教育長 細田眞由美 様
さいたま市教職員組合執行委員長 大澤 博

2017年度賃金等の確定に関する要求書

- 「勧告」の内容を上回る引き上げを実施すること
- 「勧告」における引き上げ内容は、2017年度4月にさかのぼり実施し、その支給は2017年末までに行なうこと。
- 給与制度の総合的見直しを中止すること。
- 教職員の長時間労働是正のために、少人数学級をはじめとした定数改善を行なうこと。学校には客観的方途による出退勤時間管理のためタイムレコーダーを設置すること。すべての学校でストレスチェックを行なうこと。
- 再任用教職員の希望する多様な働き方を認め、定数外とすること。
- 民間との格差是正は地域手当ではなく、基本給で行うこと。地域手当と共に4月に遡及して改善すること。
- 特別給の格差是正は、期末手当の改善で行うこと。
- 退職手当を引き下げないこと。
- 非常勤、臨探者の給与を引き上げ、待遇改善を行うこと。
- 未補充・未配置の絶無を期すこと。
- 職員の時間外労働に対しては手当を支給するのが当然であり、給特法の改正を国に強く要求すること。
- 勤勉手当への成績率の反映をやめること。
- 埼玉県と同水準の休暇制度に改善すること。特に子育て休暇と家族看護休暇を新設すること。子育て休暇(子の看護休暇)は義務教育終了時まで期間を拡大し、学校行事への参加と緊急時の引き渡しを対象とすること。
- リフレッシュ休暇は勤続10年で2日、20年で3日、30年で5日とすること。

急がれる未配置解消 過重負担が常態化!

「産休に入っても代替が来ない」「病休になったクラスを担当する人がいない」といった極めて異常な事例が職場に起きています。そして問題なのはこの状態が常態化していることです。市教組の調査からその深刻な実態が見えてきました。

4月病休代替で来た英語の教員が来なくなり、数週間未配置。その後5月新任(社会科)の教員が6月から病休一カ月ほど未配置。夏休み前にやっと来る。その後新任は退職。6月病休明けで来た英語の教員が9月又病休に入る。未配置数週間。2学期途中、理科教員(担任)が病休一カ月ほど未配置。昨年は病休がのべ4名。未配置の間その他の教員で何とかしていた。(岸中)	病休者がでて、家庭科担当者+SAでクラス担当した。学期末事務は教務というところでクラスの仕事を分担した。(大門小)	新年度4月、10月には産前休に入るとわかっていたのに2学期の初めに代替の人のめどがたたず。(大宮東小)
* * 6/1~3カ月理科専科病休。配置されず、担任が理科の授業を行った。	* * 2学期から2人産休。そのうち一人は代替が来た。もう一人は来ないため算数少人数教員が担任に。教務が補助で入り国語と算数を担当。(中尾小)	* * 8月より女性教諭がヘルニアで自宅療養可で休んでいて、市教委に言っているが、9月は担任外で担任代行して未だ来ない。(大成小)
* * 育児時短を取った人がいない。(昨年妊娠者2人。2人も体育代替はきませんでした!)	* * 3人が産休。1人は臨探だったので退職扱い。のこりの2人はアシスタントの人と、短時間勤務の人が担任に繰り上がる。アシスタントの人と短時間勤務の人が引き続き学年末まで担任をした。(三橋小)	* * 1カ月半の病休の間、代替不在のため、少人数担当が代わってそのクラスを担当する。(指扇小)
(天牧小)	(三橋小)	(田島中)

1カ月程度代替が決まらず、同じ教科の職員が授業のカバーをした。(尾間木中)

病休に入ってしまった方が多かったが、代替が来ないため、校内でやりくり。必然的に持ち時数が増えたり、ITが組めなくなったり、たらい回しのように様々な学年の担任を受け持たされたりする人が出たり...。新たな病休が増えそうです。(宮前小)

家庭科専科が1学期末で退職。代替が決まらず、担任が授業を行う。そのため2学期に入り時間割を大幅に変更した。特別支援学級の特配も未配置のまま。(美園小)

新学期前に急遽退職した方がいてその人の分は5月になりました。(内谷中)

次号に引き続き実態報告します

教研活動は教職員の活動の源

さいたま市教育研究会を開催

10月14日(土)さいたま市教育研究会実行委員会主催による「第16回さいたま市教育研究会」が与野本町コミュニケーションセンターで開催されました。



さいたま市の教職員をはじめ、民主団体を、市民と大勢に開かれた教育研究会で、用意された分科会には40名近くの参加者を得て、大盛況に行われました。

子どもたちのための道徳教育をどうすすめるか

さいたま市における道徳教科書採択について
芳賀和夫さん さいたま市教育委員会 市民委員
「子どもに寄り添った道徳を」
渡辺雅之さん さいたま市教育委員会 道徳委員

8月10日、さいたま市教育委員会は、来年度から市内の小中学校で使用する道徳教科書に、教科出版の教科書を採択しました。学校の先生や選定委員会の推薦を無視した決定です。
同教科書は、安倍晋三首相の発言を文脈と関係なく掲載していることや、他社に比べて「愛国主義的、傾向が強い」など、問題のある教科書として、全国で「採択反対」の声があがった教科書で、採択が進行された那覇市などでは「採択撤回」の動きも起こっています。
道徳教科書を押し進める政府は、「教育勅諭」の教材使用を認める」とする閣議決定を行うなど、道徳教育を強めてはきまじまな危険な動きも見られます。
道徳教科書化の問題点や子どもたちに寄り添った道徳教育のあり方について、一緒に考えてみませんか。

2017年11月18日(土)
午後1時30分~3時半(予定)
さいたま市民会館うらわ
4階集会所 *資料代:500円(資料別)
さいたま市教育委員会
道徳教育推進委員会さいたま支部
〒330-0811 さいたま市大宮区大宮5-1-1
大宮市民センター
大宮市民センター
大宮市民センター
〒330-0811 さいたま市大宮区大宮5-1-1
大宮市民センター
電話 048-641-6763(さいたま市教育委員会内)

